

建設コンサルタント業務等における新たな取り組みについて

近畿地方整備局 港湾空港関係

1. 業務チャレンジ型の試行について
2. 出産等が不利にならない技術者評価について



平成29年1月12日
近畿地方整備局 港湾空港部

※評価基準等の詳細:個別業務の入札説明書で確認願います。



1. 業務チャレンジ型の試行について

【目的】

- 測量・調査業務において、若手技術者の活躍や地域企業の受注機会の確保
- 災害時に対応できる地域企業や技術者の育成

【試行内容】平成29年4月以降に公示する業務のうち、以下の条件をもとに案件を抽出して試行。

- 比較的難易度の低い総合評価落札方式(簡易型および業務能力重視型)の業務を対象。
- 企業の実績要件は現行のとおり必須。配置予定技術者の実績要件は求めない。
- 技術提案書の実施方針において、履行を行う上での留意点が妥当である場合について優位に評価。
- 企業の実績要件は現行の「過去10年間+公示日まで」から「過去15年間+公示日まで」に緩和。
- 分任官発注のうち、過年度に入札参加者数が少数(3者以下)であった案件を対象に数件/年程度を試行。

■ 試行: 総合評価落札方式(簡易型、業務能力重視型) (チャレンジ型)

指名段階評価基準(簡易型、業務能力重視型)

評価項目		評価の着目点			標準	チャレンジ型
参加表明者(企業)の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	有資格者名簿への登録	適/否	適/否
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去○年間(公示日まで)に完了した同種・類似業務の実績の内容 過去3年間の業務成績評定点の平均値(60点以上)※	適/否(10年)	適/否(15年)
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	配置予定技術者の技術者資格	適/否	適/否
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間(公示日まで)に完了した同種・類似業務の実績の内容 過去3年間の業務成績評定点の平均値(60点以上)※	適/否	—

※地方整備局及び沖縄総合事務局が発注した業務(港湾空港関係)で業務成績評定点があるもの。

技術提案書評価基準(簡易型)

評価項目		評価の着目点			標準	チャレンジ型
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格	4点(-)	6点
		専門技術力	業務執行技術力	同種・類似業務の実績	8点	—
	成績・表彰	情報収集力	地域精通度	当該地域の業務の実績	3点(7点)	8点
		専門技術力	業務執行技術力	業務成績の平均値 技術者表彰等	25点 10点	—
実施方針、実施フロー、工程計画、その他	業務理解度			20点	20点	
	実施手順			10点	10点	
	工程計画			10点	10点	
	その他			10点	6点	
合計				100点	60点	

※1()書きは専門資格を優位に評価しない(試行Aの対象でない)場合。

※2 チャレンジ型においては試行Aの対象としない。

技術提案書評価基準(業務能力重視型)

評価項目	評価の着目点	標準	チャレンジ型
業務の理解度	実施上の留意点	30点	30点
	実施手順	30点	30点
合計		60点	60点

※チャレンジ型においては、業務全体の実施方針に加えて、履行を行う上での留意点を求め業務理解度を評価する。



業務チャレンジ型における技術提案様式(イメージ)

総合評価落札方式(簡易型)(チャレンジ型)

(様式-〇)

会社名: _____

・業務の実施方針

(業務全体の実施方針に加えて、
履行を行う上での留意点を記載
すること。)

・業務フロー

・工程計画

検討項目	業務工程												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

(注)業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載すること。

総合評価落札方式(業務能力重視型)(チャレンジ型)

(様式-〇)

会社名: _____

・実施上の留意点

(業務全体の実施上の留意点に加えて、履行を行う上での留意
点を記載すること。)

・業務フロー

(注)実施上の留意点、業務フローチャートについて簡潔に記載すること。



2. 出産等が不利にならない技術者評価について

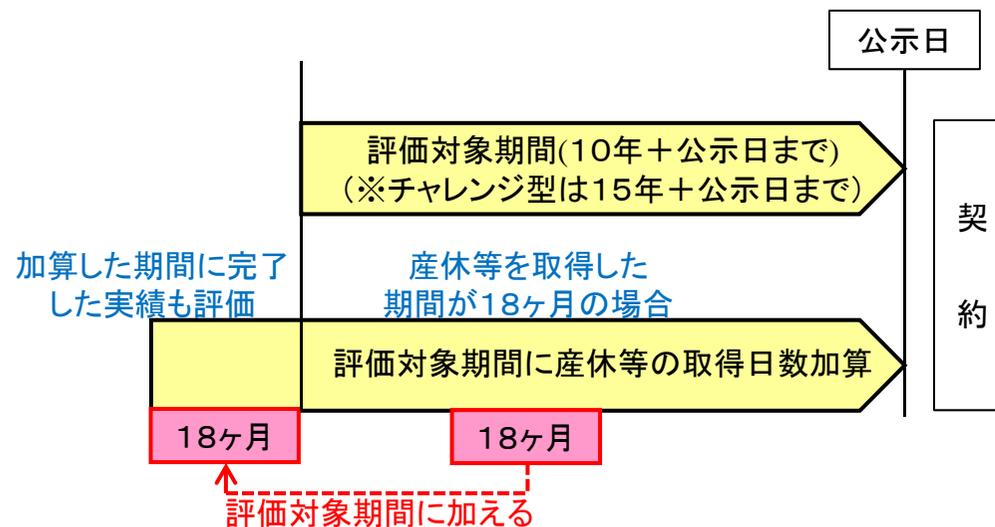
【目的】

- 担い手確保やワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みの一つとして、出産・育児・介護休業(以下、「産休等」という。)が不利にならない技術者評価を行う。

【試行内容】平成29年4月以降に公示する業務において試行。

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式(標準型、簡易型、業務能力重視型、チャレンジ型)の業務を対象。
- 配置予定技術者に求める実績(同種又は類似業務の実績、地域精通度)の評価対象期間に、産休等の取得期間相当分を加算。

【イメージ】産休等の取得期間に相当する期間を評価対象期間に加える措置



※産休等を取得した期間の上限は定めない。